

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
名称 有限会社築館クリーンセンター

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

代表取締役 柏木 裕

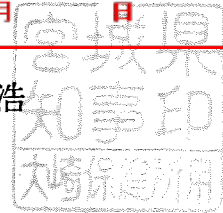
殿

これは許可証の写しです。当社の朱印の無いものは無効であり、当社では一切責任を負いません。

有限会社 築館クリーンセンター
年 月 日 担当

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日 平成28年8月31日
許可の有効年月日 平成33年8月30日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分-焼却

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(焼却)

別表のとおり。

(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分-焼却施設

設置場所 宮城県栗原市築館字上高森49番地4, 5, 29, 30の一部、50番地1の一部

許可年月日 平成26年11月26日

設置年月日 平成28年4月22日

許可番号 10-82-0

処理能力	汚泥	77.34トン/日	(3.23トン/時間	24時間稼働)
	廃油	87.07トン/日	(3.63トン/時間	24時間稼働)
	廃酸	73.09トン/日	(3.05トン/時間	24時間稼働)
	廃アルカリ	73.09トン/日	(3.05トン/時間	24時間稼働)
	感染性産業廃棄物	70.11トン/日	(2.93トン/時間	24時間稼働)
	混焼	120トン/日	(5トン/時間	24時間稼働)

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成28年8月31日許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

別表

中間処分（焼却）

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱	
令2の4第1号	廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類）							○	
令2の4第2号	廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの）							○	
令2の4第3号	廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの）							○	
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							○	
	特定有害産業廃棄物								
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）等						×	
	ロ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染物						×	
	ハ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）処理物						×	
	ニ	廃水銀等						×	
	ホ	指定下水汚泥						×	
	ト	廃石綿等						×	
		廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
		有害物質名							
		水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×	×
		カドミウム又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		鉛又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		有機リン化合物	—	×	—	×	×	—	—
		六価クロム化合物	×	×	—	×	×	×	×
		砒素又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		シアン化合物	—	×	—	×	×	—	—
		PCB	—	×	—	×	×	—	—
		トリクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		テトラクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		ジクロロメタン	—	○	○	○	○	—	—
		四塩化炭素	—	○	○	○	○	—	—
		1, 2-ジクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 1-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 1, 1-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 1, 2-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 3-ジクロロプロペン	—	○	○	○	○	—	—
		チウラム	—	○	—	○	○	—	—
		シマジン	—	○	—	○	○	—	—
		チオベンカルブ	—	○	—	○	○	—	—
		ベンゼン	—	○	○	○	○	—	—
		セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×
		1, 4-ジオキサン	—	○	○	○	○	—	×
		ダイオキシン類	×	×	—	×	×	—	×
令2の4第6号		ばいじん（輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの）							×
令2の4第7号		ばいじん・燃え殻（輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第8号		汚泥（輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第9号		ばいじん（輸入廃棄物）							×
令2の4第10号		燃え殻（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第11号		汚泥（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
備考									

令2の4第5号

へ・チ・ル

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 ※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの